

販売確認書類の提出締切（平成27年1月7日）までに伝票等が間に合わない方で、平成27年6月30日までに販売確認書類（伝票の写し等）を提出される方については、本書類の提出が必要となります。（既に販売確認書類を提出された方、今回提出する方、交付辞退される方については本書類の提出は不要です。）

様式第8号の2

記入例

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

神戸地域	12月20日以前の日付で お願いします。（空白でも可。）	平成26年 月 日
	報告（誓約）者 住所 宝塚市東洋町1-1 氏名 宝塚 太郎	印
交付申請者コードは記入不要 です。	交付申請者管理コード	
経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経 依命通知）第7の5の（2）の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。		押印を忘れないようご注意ください。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

（注1）交付申請している対象作物名の口に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓（チェック）を付けてください。

（注2）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式4）を作成して提出してください。

販売確認書類の提出締切（平成27年1月7日）までに伝票等が間に合わない方で、平成27年6月30日までに販売確認書類（伝票の写し等）を提出される方については、本書類の提出が必要となります。（既に販売確認書類を提出された方、今回提出する方、交付辞退される方については本書類の提出は不要です。）

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> そば	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> なたね	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 米粉用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> WCS用稲	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 加工用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用稲	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input checked="" type="checkbox"/> 地域振興作物 (産地交付金)	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input checked="" type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出

こちらにチェックをお願いします。

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。